

北上市告示乙第17号

北上市低入札価格調査取扱要領（平成25年北上市告示乙第54号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。ただし、同日前に公告又は指名通知している建設工事及び建設コンサルタント業務については、なお従前の例による。

令和5年3月9日

北上市長 高橋敏彦

北上市低入札価格調査取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、市が発注する建設工事及び業務委託の契約の締結にあたり、公正な競争と、品質及び適正な履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第2 低入札価格調査の対象となる工事等は、次の各号に掲げるものとする。ただし、北上市営建設工事等指名業者選定委員会規程（平成3年北上市訓令第24号）に規定する北上市営建設工事等指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）が、必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 競争入札に付する建設工事のうち、設計金額（消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。）が1億円以上のもの。
- (2) 競争入札に付する工事に係る測量業務、建築コンサルタント業務、土木コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務」という。）のうち、設計金額が1千万円以上のもの。

（調査基準価格及び失格基準価格）

第3 契約担当者は、第2に掲げる対象工事等について入札を行おうとする場合は、あらかじめ案件ごとに、契約の相手方となるべき者の入札金額が、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）及び当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を定めるものとする。

(建設工事の調査基準価格)

第4 建設工事の調査基準価格は、対象となる工事の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる)とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあつては当該設計金額に10分の9.2を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる)とし、当該設計金額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該設計金額に10分の7.5を乗じて得た額(千円未満は切り上げる)とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。

(建設コンサルタント業務の調査基準価格)

第5 建設コンサルタント業務の調査基準価格は、次に定めるとおりとする。

- (1) 測量業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる)とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる)とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額(千円未満は切り上げる)とする。

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

- (2) 建築コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる)とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあつては当該設計金額に10分の8.5を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる)とし、当該設計金額に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあつては当該設計金額に3分の2を乗じて得た額(千円未満は切り上げる)とする。

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

- (3) 土木コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額(千円未満は切り捨てる)とする。ただし

、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の4.8を乗じて得た額

- (4) 地質調査業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額

- (5) 補償関係コンサルタント業務の調査基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。ただし、その額が、当該設計金額に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては当該設計金額に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切り捨てる）とし、当該設計金額に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該設計金額に10分の6を乗じて得た額（千円未満は切り上げる）とする。

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額

- 2 前各項の規定にかかわらず、委員会が必要と認めるときは、別の算定方法により調査基準価格を定めることができるものとする。

（建設工事の失格基準価格）

- 第6 建設工事の失格基準価格は、調査基準価格に100分の95を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。

（建設コンサルタント業務の失格基準価格）

- 第7 建設コンサルタント業務の失格基準価格は、対象となる業務の設計金額から算出される次の各号に掲げる額の合計額（千円未満は切り捨てる）とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費及び測量調査費の合計額に10分の9を乗じて得た額

イ 諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

(2) 建築関係コンサルタント業務

ア 直接人件費及び特別経費の合計額に10分の8を乗じて得た額

イ 技術料等経費及び諸経費の合計額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係コンサルタント業務

ア 直接人件費及び直接経費の合計額に10分の9を乗じて得た額

イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額に10分の9を乗じて得た額及び間接調査費の額に10分の8を乗じて得た額

イ 解析等調査業務費の額に10分の7を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費及び直接経費の合計額に10分の9を乗じて得た額

イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

(失格基準価格)

第8 第6又は第7の規定により算出される失格基準価格に満たない入札を行った入札者がいる場合は、当該入札者を失格とする。

2 前項の規定により、失格とならなかった入札者のうち、調査基準価格を下回る価格で、最低の価格の入札を行ったもの（以下「最低価格入札者」という。）があるときは、当該入札者を低入札価格調査の対象者とする。

(予定価格書への記載)

第9 契約担当者は、調査基準価格及び失格基準価格を設定したときは、当該調査基準価格及び失格基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第10 契約担当者は、入札の結果、低入札価格調査の対象工事において最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、落札者の決定を保留し、最低価格入札者を対象として低入札価格調査を行うものとする。

(建設工事に係る調査の実施)

第11 契約担当者は、建設工事に係る当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを判断するため、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者への資料提出の請求若しくは事情聴取又は関係機関への照会等により調査を行うもの

とする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書（共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳書を含む。）
- (3) 当該契約の施工体制
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (5) 配置予定技術者等名簿
- (6) 手持ち工事の状況
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入予定先一覧
- (9) 手持機械の状況
- (10) 労務者の確保計画
- (11) 工種別労務者配置計画
- (12) 下請への発注予定
- (13) 建設副産物の搬出予定
- (14) その他必要と認められる事項

2 前項の調査の実施において、最低価格入札者が、資料提出の請求等に応じないときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

（建設コンサルタント業務に係る調査の実施）

第12 契約担当者は、建設コンサルタント業務に係る当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないかを判断するため、次の各号に掲げる事項について、最低価格入札者への資料提出の請求若しくは事情聴取又は関係機関への照会等により調査を行うものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 当該契約の履行体制
- (4) 配置予定技術者等名簿
- (5) 手持ちの建設コンサルタント業務の状況
- (6) 手持機材の状況
- (7) 過去に受注した同種又は類似の業務の名称及び発注者
- (8) その他必要と認められる事項

2 前項の調査の実施において、最低価格入札者が、資料提出の請求等に応じないときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

（調査結果の報告及び審査）

第13 契約担当者は、低入札価格調査の結果を委員会に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けたときは、当該報告に基づき、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて審査するものとする

。

(落札者の決定)

第14 契約担当者は、第13の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認められたときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとする。

2 契約担当者は、第13の規定による審査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。

3 第11第2項、第12第2項又は前項の規定により最低価格入札者を落札者とししない場合において、最低入札価格に次いで低い入札価格（以下「次順位価格」という。）が予定価格以下であり、かつ調査基準価格以上の価格であるときは、入札執行者は、当該次順位価格の入札者を落札者と決定するものとする。

4 前項の場合において、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であったときは、当該次順位価格につき第10から前項までの規定を準用する。

(落札者等に対する通知)

第15 第14第1項又は第3項の規定により落札者を決定したときは、契約担当者は直ちに当該落札者及び最低価格入札者で落札者とならなかった者に必要な通知をするとともに、その他の入札者に対してその旨を通知するものとする。

(契約の保証等)

第16 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者が落札者となった場合は、当該契約に次の各号に掲げる条件を付すものとする。この場合において、落札者が当該条件に応じないときは、正当な理由なく契約を辞退したものとみなす。

(1) 建設工事の契約において、工事請負契約書別記条項第4条第2項に定める契約保証金等の額は、請負代金額の10分の3以上の額とすること。

(2) 建設工事の契約において、工事請負契約書別記条項第10条第5項に定める現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は兼ねることができないとすること。

(3) 建設コンサルタント業務の契約において、請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。

(4) 建設コンサルタント業務の契約において、主任技術者は専任配置とすること。

(追跡調査)

第17 調査基準価格を下回る価格による入札を行った者が落札者となった場合は、低入札価格調査内容との矛盾がないか確認を行うため、追跡調査を実施するものとする。

(補則)

第18 この要領の実施に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。